

こんにちは！所長の森田です。

令和5年10月より消費税の課税方式が適格請求書等保存方式（インボイス制度）に変わります。これに先立ち、今年の10月より適格請求書発行事業者の登録申請が開始されます。消費税免税事業者にとっては影響の大きい制度ですので、インボイス制度と、登録申請の必要性についてご紹介します。



## 概要

### インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは・・・

売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額を伝える書類(適格請求書等)を発行する方式です。

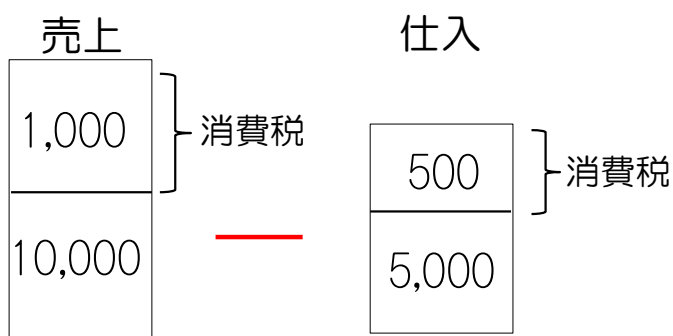
具体的には、発行する領収書や請求書に、登録番号・適用税率・消費税額等の記載が必要になり、それに基づいて買い手は消費税の仕入税額控除を受けることができます。

令和5年10月以降、インボイス制度に登録していない免税事業者の方に対する支払額については、**段階的に消費税の仕入税額控除が受けられなくなります。**

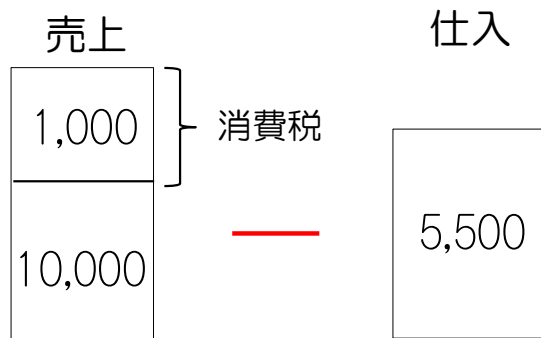
### 免税事業者に支払いをした場合の消費税の取扱い



#### 現在



#### インボイス適用後



消費税の計算  
 $1,000 - 500 = 500$   
 所得額の計算  
 $10,000 - 5,000 = 5,000$

消費税の計算  
 $1,000 - 0 = 1,000$   
 所得額の計算  
 $10,000 - 5,500 = 4,500$

## 経過措置

インボイス制度実施後の令和5年10月1日からは、適格請求書発行事業者以外への支払いをした場合、直ちに仕入税額控除ができなくなるのではなく、**6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられています。**

令和5年10月1日

令和8年10月1日

令和11年10月1日



## ○適格請求書発行事業者の登録について

適格請求書(インボイス)を発行するためには、適格請求書発行事業者の登録申請が必要であり、適格請求書発行事業者の登録申請をすることにより、基準期間の課税売上高が1,000万円以下の免税事業者であっても消費税課税事業者となります。

消費税課税事業者の方は取引先が適格請求書(インボイス)を発行できるのか否かで納税額に影響を受けてしまいますので、注意が必要となります。



また、消費税免税事業者の方は、消費税課税事業者の取引先から、消費税の仕入税額控除ができないことから登録申請を要求されることも懸念されます。**登録申請は原則として令和3年10月1日から令和5年3月31日までに行う必要があります**ので、現在免税事業者の方は登録申請について慎重に検討してください。

詳しくは担当者あてにお問い合わせくだされば、詳細をご説明させていただきます。



森田税務会計事務所

TEL:0270-25-1441 FAX:0270-24-8237

<http://www.moritax.com>

